

## ○一般廃棄物処理業許可事務取扱要領

### (目的)

**第1条** この要領は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号。以下「規則」という。）第20条及び第21条の規定に基づき、一般廃棄物処理業に係る許可について必要な事項を定めることを目的とする。

### (許可申請書の様式等)

**第2条** 規則第2条第1項に規定する許可申請書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書 様式第1号。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）を収集運搬する者については、様式第1号-2
  - (2) 一般廃棄物処分業許可申請書 様式第2号
- 2** 前項第1号の一般廃棄物収集運搬業許可申請書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。
- (1) 処理計画の概要を記載した書類（別紙1）。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物を収集運搬する者は（別紙1-2）事業の用に供する施設（運搬車、運搬容器、駐車施設その他の運搬施設をいう。）の構造を明らかにする平面図①、立面図②、断面図③、構造図④、設計計算書⑤及び当該施設付近の見取り図⑥
  - (2) 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
  - (3) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
  - (4) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
  - (5) 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（別紙2）、申請者が個人である場合には、資産に関する調書（別紙3）。ただし、新規許可申請時のみ添付すること。
  - (6) 申請者が法人である場合には、前年度における貸借対照表、損益計算書、法人税、法人事業税、法人市民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
  - (7) 申請者が個人である場合には、前年度の所得税、府県民税、市町村民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
  - (8) 申請者が法人である場合には、定時株主総会議事録及び取締役会を設置している場合は取締役会議事録
  - (9) 収集運搬に係る車両一覧表
  - (10) 申請者が法人である場合は、役員名簿（名前、住所及び生年月日）
  - (11) 従業員の名前、住所、生年月日、担当業務及び運転手は自動車運転免許証の写し
  - (12) 業種別顧客名簿及び特定家庭用機器一般廃棄物を収集運搬する者は家電種別料金一覧表。なお特定家庭用機器一般廃棄物の運搬（積卸し）に限って申請する場合は、家電種別料金一覧表のみを添付のこと。
  - (13) 業務経歴書
  - (14) 車検証（有効期限の記載が無い車検証の場合は、併せて自動車車検証記録事項）（所有権がない場合は、車両使用承諾書）、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車保険証券の写し
  - (15) 誓約書（別紙4）
  - (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

注) ① 特定家庭用機器一般廃棄物の運搬（積卸し）に限って申請する者は、(2) から (9)、(11) 及び (14) を省略することができる。ただし、当該特定家庭用機器一般廃棄物を搬出する市町村長の一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付すること。

② (1)は、許可申請時の他営業許可期間中の年度更新時に提出すること。

③ (2)は、運搬車及び運搬容器の更新時には④のみ、駐車施設その他の運搬施設の建替え及び増改築時には②、③、④、⑤を添付のこと。

3 第1項第2号の一般廃棄物処分業許可申請書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 処理計画の概要を記載した書類（別紙1）
- (2) 事業の用に供する施設（運搬車、運搬容器、駐車施設その他の運搬施設をいう。）の構造を明らかにする平面図①、立面図②、断面図③、構造図④、設計計算書⑤及び当該施設付近の見取り図⑥並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類⑦及び図面⑧（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）
- (3) 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること。）を証する書類
- (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (6) 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- (7) 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（別紙2）
- (8) 申請者が法人である場合には、前年度における貸借対照表、損益計算書、法人税、法人事業税、法人市民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
- (9) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書（別紙3）、前年度の所得税、府県民税、市町村民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
- (10) 申請者が法人である場合には、定時株主総会議事録及び取締役会を設置している場合は取締役会議事録
- (11) 処分業に係る車両一覧表
- (12) 申請者が法人である場合は、役員名簿（名前、住所及び生年月日）
- (13) 従業員の名前、住所、生年月日及び担当業務
- (14) 営業区域、業種別顧客名簿及び料金一覧表
- (15) 業務経歴書
- (16) 誓約書（別紙4）
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面  
注）（7）については新規許可申請時のみ添付のこと。

#### （許可の期間及び条件）

**第3条** 営業許可期間は、許可の日から2年以内とする。

2 許可には、次の条件を付するものとする。

- (1) 車両及びその保管場所の清掃等、生活環境保全上支障を生じさせない措置を講ずること。
- (2) 近隣住民に迷惑をかけない措置を講ずること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

#### （遵守事項）

**第4条** 一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係法令及び一般廃棄物処理業許可事務取扱要領を遵守し、市の指示に従うこと。
- (2) 営業所内の見やすい場所に許可証を掲げること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業許可車両標識証を使用車両の所定の場所に貼付すること。なお、車体色等は、市の指示に従うこと。

2 前項第1号に規定する事項を遵守することについて、許可業者から誓約書（別紙4-2）を提出させるものとする。

#### （実績報告書の様式等）

**第5条** 規則第10条の規定による実績報告書は、一般廃棄物（特定家庭用機器一般廃棄物及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬については、様式第3号または様式第3号-3、特定家庭用機器一般廃棄物の収集

運搬については、様式第3号-2とし、それぞれの当該月の翌月15日までに提出するものとする。浄化槽汚泥の収集運搬については、別途浄化槽清掃業許可事務取扱要領（昭和61年3月25日制定）に定めるところによる。

**（事業範囲の変更の申請等）**

**第6条** 規則第4条第1項に規定する届出は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書の様式によるものとし、様式第4号のとおりとする。

**（許可申請事項変更届出書の様式等）**

**第7条** 規則第6条第1項に規定する届出は、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届出書及び収集運搬車両緊急時変更報告書によるものとし、その様式は、それぞれ様式第5号及び様式第5号-2並びに様式第5号-3のとおりとする。

2 前項の規定は、規則第2条第1項に規定する関係書類の記載事項の変更について準用する。

**（許可証再交付申請書の様式）**

**第8条** 規則第8条に規定する届出は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書によるものとし、その様式は、様式第6号のとおりとする。

**（業務休（廃）業届の様式）**

**第9条** 規則第5条第1項に規定する業務休（廃）業届の様式は、様式第7号のとおりとする。

**（雑則）**

**第10条** この要領に定めるものの他、一般廃棄物処理業の許可について必要な事項は、そのつど市長が定める。

**附 則**

1 この要領は、昭和61年3月25日から実施する。

2 一般廃棄物処理業許可事務取扱方針（甲）（昭和47年11月29日実施）及び一般廃棄物処理業許可事務取扱方針（乙）（昭和54年2月16日実施）は、廃止する。

**附 則**

この要領は、平成5年4月1日から実施する。

**附 則**

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

**附 則**

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

**附 則**

この要領は、平成18年2月1日から実施する。

**附 則**

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

**附 則**

この要領は、令和元年6月10日から実施する。

**附 則**

この要領は、令和3年1月1日から実施する。

**附 則**

この要領は、令和4年1月1日から実施する。

**附 則**

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

**附 則**

この要領は、令和6年2月8日から実施する。

**附 則**

この要領は、令和6年7月1日から実施する。

# 一般廃棄物収集運搬業 許可申請書

年 月 日

（あて先）豊中市長

申請者

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可（更新）を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	業 種	<input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 運搬
	一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 浄化槽の汚泥 <input type="checkbox"/> 動物性残流渣物（魚腸骨等） <input type="checkbox"/> 実験動物の死体
営業所	名 称	
	所 在 地	
	電 話	
	e - m a i l	
事業の用に供する施設の種類及び数量		事務所                      棟                      m <sup>2</sup> 倉庫・駐車場              棟                      m <sup>2</sup> 収集運搬使用車両数                      台 収集運搬容器（内容：                      数量                      ） その他（                      ）
積 替 え 、 保 管		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管の場所の面積及び保管できる量		
営 業 区 域		

既に収集運搬業の許可を有している場合（他都道府県市町村のものを含む。）にはその許可番号	都道府県・市町村名	許 可 番 号
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 処理計画の概要を記載した書類（別紙1）</li> <li>2. 事業の用に供する施設（運搬車、運搬容器、駐車施設その他の運搬施設をいう）の構造を明らかにする平面図①、立面図②、断面図③、構造図④、設計計算書⑤及び当該施設付近の見取り図⑥</li> <li>3. 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類</li> <li>4. 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>5. 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</li> <li>6. 申請者が法人である場合には事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（別紙2）、申請者が個人である場合には資産に関する調書（別紙3）</li> <li>7. 申請者が法人である場合には、前年度における貸借対照表、損益計算書、法人税、法人事業税、法人市民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類</li> <li>8. 申請者が個人である場合には、前年度の所得税、府県民税、市町村民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類</li> <li>9. 法人である場合には、定時株主総会議事録・取締役会を設置している場合は取締役会議事録</li> <li>10. 収集運搬車両一覧表</li> <li>11. 法人にあっては、役員名簿（名前・住所・生年月日）</li> <li>12. 従業員の名前・住所・生年月日及び担当業務、運転手は自動車運転免許証写し</li> <li>13. 業種別顧客名簿</li> <li>14. 業務経歴書</li> <li>15. 車検証（有効期限の記載がない車検証については、併せて自動車車検証記録事項）（所有権がない場合は車両使用承諾書）、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車保険証券の写し</li> <li>16. 誓約書（別紙4及び別紙4-2）</li> <li>17. 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料領収証書（写）</li> <li>18. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面</li> </ol> <p style="margin-top: 10px;">注）2については、運搬車及び運搬容器の更新時には④を、駐車施設その他の運搬施設の建替え及び増改築時には②、③、④、⑤を添付のこと。</p>	

# 一般廃棄物収集運搬業 許可申請書(特定家電)

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

申請者  
住 所  
  
名 前

(法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可(更新)を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	業 種	収集運搬(積卸し)
	積替え又は保管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	一般廃棄物の種類	(排出市を記載)内で収集した特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物
	営業区域	日本通運(株)豊中指定取引場所 (特定家庭用機器一般廃棄物指定引取場所)
営業所	名 称	
	所 在 地	
	電 話	
	e - m a i l	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ		

添  
付  
書  
類

1. 品目別処理計画書(別紙1-2)
2. 収集運搬に係る車両一覧表及び車両写真
3. 従業員名簿  
運転手は自動車免許証(両面)(写)を提出すること。
4. 家電種別収集運搬料金一覧表
5. 車検証(有効期限の記載がない車検証については、併せて自動車車検証記録事項)  
(所有権がない場合は、車両使用承諾書)、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車  
保険証券の写し
6. 自動車損害賠償責任保険証明書(写)、自動車保険証券(写)
7. 誓約書(別紙4及び別紙4-2)
8. 特定家庭用機器一般廃棄物を搬出する市町村の一般廃棄物収集運搬業許可証(写)
9. 一般廃棄物収集運搬業(特定家電)許可申請手数料領収証書(写)
10. その他、市長が必要と認める書類

一 般 廃 棄 物 処 分 業  
許 可 申 請 書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

申請者

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可（更新）を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	一般廃棄物の種類	
事業所及び事務所の所在地	事業所	電話番号
	事務所	電話番号
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
事業の用に供する施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び設置番号（すでに一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）		
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地及び面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う一般廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ		

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 処理計画の概要を記載した書類（別紙1）</li> <li>2. 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図①、立面図②、断面図③、構造図④、設計計算書⑤及び当該施設付近の見取り図⑥並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類⑦及び図面⑧（当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）</li> <li>3. 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類</li> <li>4. 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>5. 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</li> <li>6. 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類</li> <li>7. 申請者が法人である場合には事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（別紙2）</li> <li>8. 申請者が法人である場合には、前年度における貸借対照表、損益計算書、法人税、法人事業税、法人市民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類</li> <li>9. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書（別紙3）、前年度の所得税、府県民税、市町村民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類</li> <li>10. 法人である場合には、定時株主総会議事録・取締役会を設置している場合は取締役会議事録</li> <li>11. 処分業に係る車両一覧表</li> <li>12. 法人にあつては、役員名簿（名前・住所・生年月日）</li> <li>13. 従業員の名前・住所・生年月日及び担当業務、運転手は自動車運転免許証写し</li> <li>14. 業種別顧客名簿（電子データ提出の場合は不要）・料金一覧表</li> <li>15. 業務経歴書</li> <li>16. 誓約書（別紙4及び別紙4-2）</li> <li>17. 一般廃棄物処分業許可申請手数料領収証書（写）</li> <li>18. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面</li> </ol> <p>注）7については、新規許可時のみ添付のこと。</p>
------------------	--

申請者名 \_\_\_\_\_

## 年度 業種別処理計画書

業種 記号	契 約 件 数 (件/月)	収 集 量 (kg/月)	契 約 金 額 (円/月)	備 考
A				
B				
C				
D				
E				
F				
G				
H				
I				
J				
K				
L				
M				
N				
O				
P				
合計				

※ 業種記号別に分類し記載すること。

## ＜業種記号内訳＞

A. 建設業 B. 製造業 C. 電気・ガス・熱供給・水道 D. 運輸通信業  
 E. 卸売業 F. 総合商品小売業 G. 各種商品小売業 H. 飲食店  
 I. 金融保険業 J. 不動産業 K. 文教・文化・宗教施設 L. 医療・保健衛生  
 M. サービス業 N. 雑居ビル等一括契約 O. 一般住宅 P. 官公署施設

(詳しくは、別紙『契約先事業所分類表』を参考にしてください。)

年度 品目別処理計画書（特定家庭用機器一般廃棄物）

搬入先：日本通運(株) 豊中指定引取場所

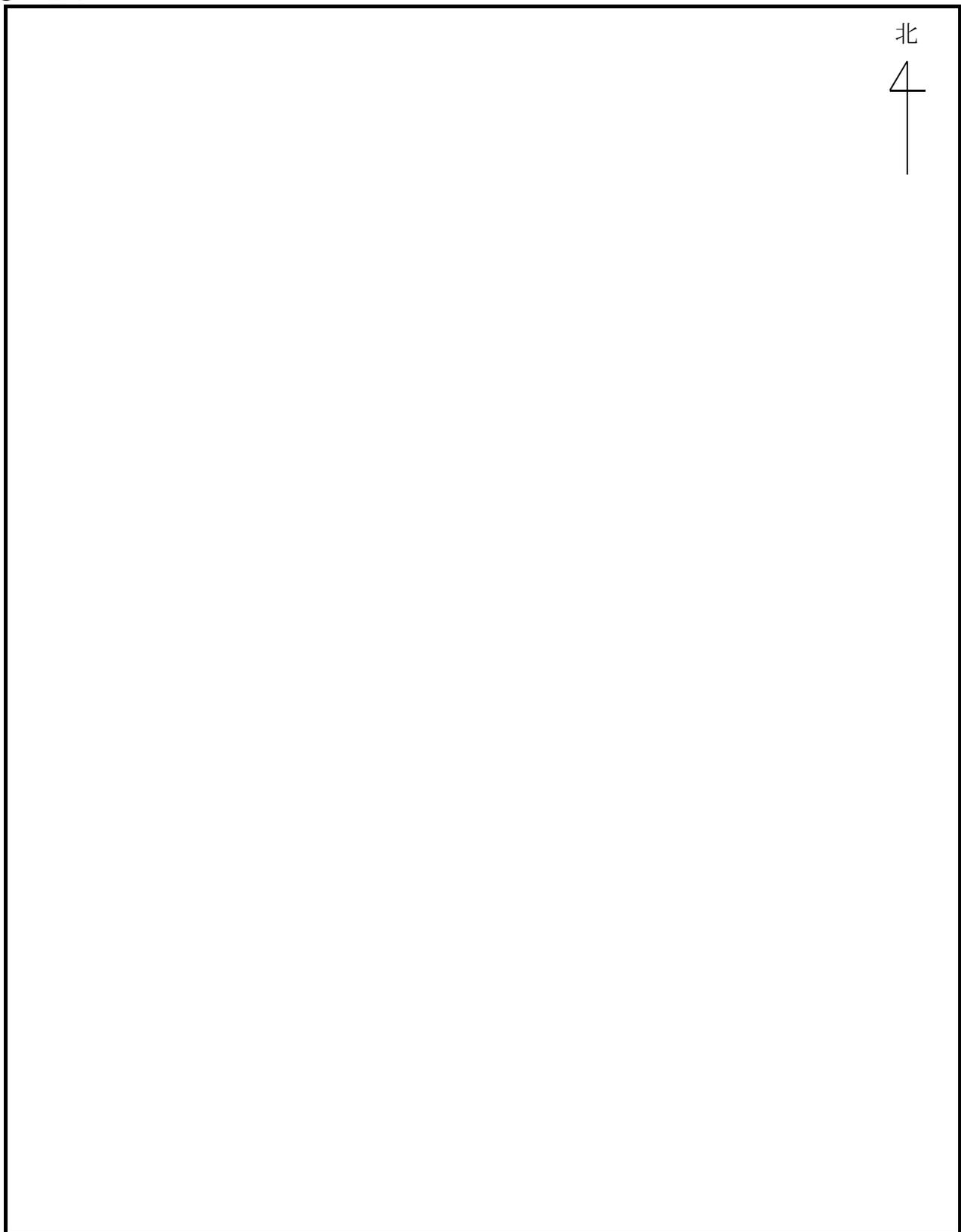
種別		収集運搬台数 (台/年)	備考
ユニット型エアコンディショナー		台	
テレビジョン 受信機	15 型以下	台	
	16 型以上	台	
電気冷蔵庫	170 リットル以下	台	
	171 リットル以上	台	
電気冷凍庫	170 リットル以下	台	
	171 リットル以上	台	
電気洗濯機		台	
衣類乾燥機		台	
合 計		台	

年度 種別(品目別)収集運搬料金一覧表（特定家庭用機器一般廃棄物）

品 目		収集運搬料金 (円/台)	備考
ユニット型エアコンディショナー		円	
テレビジョン 受信機	15 型以下	円	
	16 型以上	円	
電気冷蔵庫	250 リットル未満	円	
	250 リットル以上	円	
電気冷凍庫	250 リットル未満	円	
	250 リットル以上	円	
電気洗濯機		円	
衣類乾燥機		円	

申請者名 \_\_\_\_\_

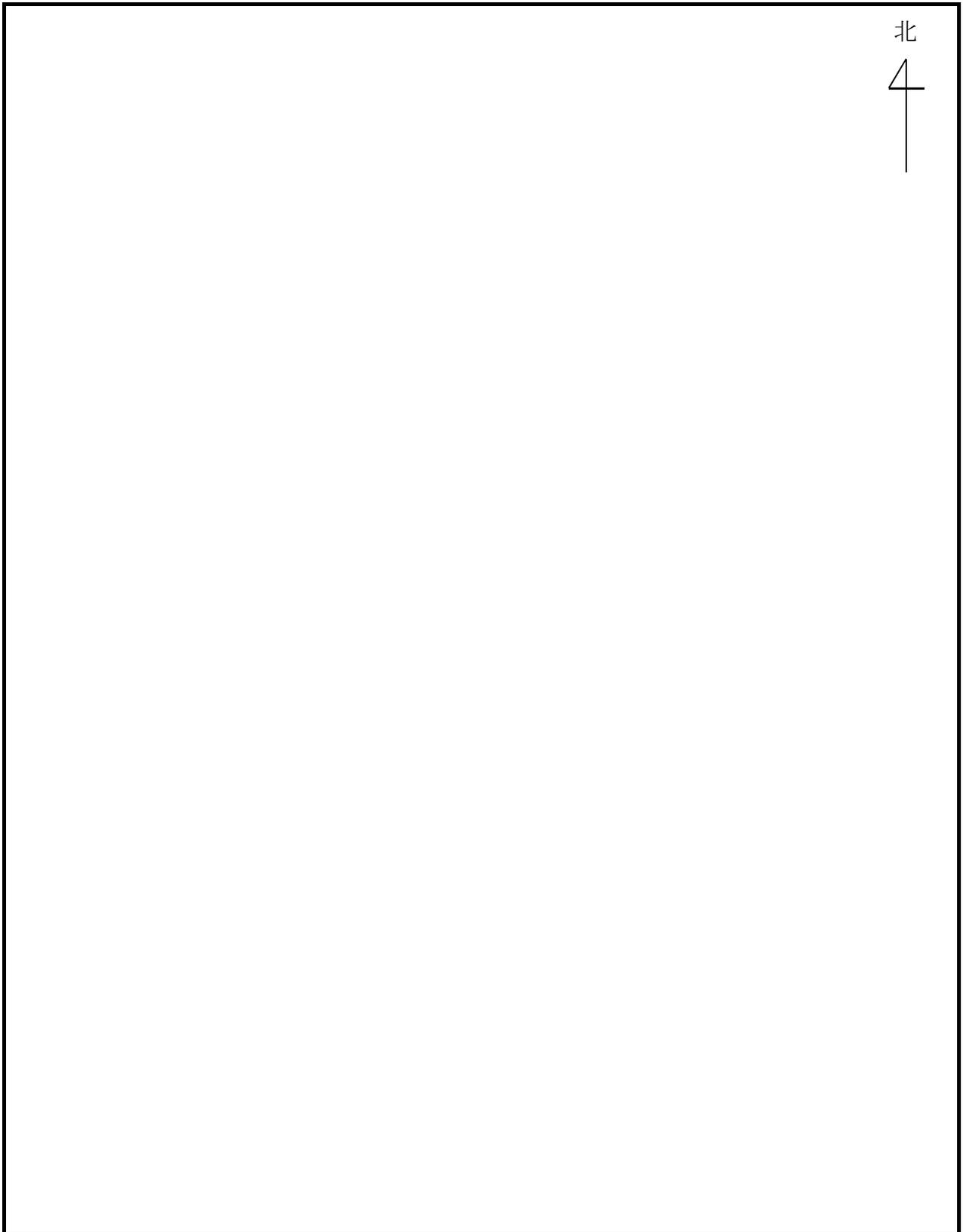
① 施設の平面図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。  
2か所以上の場合は、1施設ごとに記入のこと。

申請者名 \_\_\_\_\_

⑥ 当該施設付近の見取り図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。  
2 か所以上の場合は、1 施設ごとに記入のこと。

申請者名 \_\_\_\_\_

### 年度 収集運搬車両一覽表

No.	車両番号	車種	最大積載量 (kg)	自重 (kg)	年式	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

※ 予備車は備考欄に記入すること。

## 収集運搬車両の写真

車両番号		最大積載量又は能力	kg
車 両 正 面 写 真 添 付	(車両番号が確認できること)		
車 両 側 面 写 真 添 付	(全体が確認できること)		

申請者名 \_\_\_\_\_

### 年度 役員名簿

No.	役職名	(ふりがな)	現住所	生年月日
		名前		
1				昭和 平成 令和 年 月 日
2				昭和 平成 令和 年 月 日
3				昭和 平成 令和 年 月 日
4				昭和 平成 令和 年 月 日
5				昭和 平成 令和 年 月 日
6				昭和 平成 令和 年 月 日
7				昭和 平成 令和 年 月 日
8				昭和 平成 令和 年 月 日
9				昭和 平成 令和 年 月 日
10				昭和 平成 令和 年 月 日



申請者名 \_\_\_\_\_

### 業 種 別 顧 客 名 簿

年 月 日現在

業種 記号 番号	事業者名 代表者名	所在地	電話番号	収集量 (kg/月)	契約金額 (円/月)	収集回数 (週)	廃棄物の種類
小計	事業所	—	—			—	—

注) 所在地は町丁目別・事業者名は業種記号別及び番号別にまとめて記載のこと。  
 業種記号(上段)… A～Pまで別紙参考のこと。  
 業種番号(下段)… A 1～P 4まで別紙参考のこと。

申請者名 \_\_\_\_\_

### 年度 業 務 経 歴 書

年 月 日	業 務 経 歴

記入は、許可取得年月日及び許可証の内容、許可番号を記入のこと。

# 誓 約 書

年 月 日

（あて先）豊中市長

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

私（当社）は、このたび一般廃棄物処理業の許可を受けるに際し、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条  
第5項第4号イからト及びリからルに該当しないことを誓約します。

## 誓 約 書

私(当社)は、このたび一般廃棄物処理業の許可を受けるに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等関係法令、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年豊中市条例第5号)及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(昭和47年豊中市規則第35号)を遵守し、貴市に迷惑をかけることのないよう、次のとおり誓約します。

年 月 日

(あて先) 豊中市長

住 所

名 前

(法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前)

### 記

1. 私(当社)は、一般廃棄物処理業の許可業者としてその業務の公共性を自覚し、適正な業務の遂行に努めるとともに、貴市の指示に従います。
2. 社会的条件等の変化により自らの営業を維持することが困難となったときも、貴市に対して一切の補償要求はいたしません。
3. 本誓約を履行せず、又は許可条件に違反した場合には、いかなる処分を受けても異議の申立てはいたしません。
4. 業務の実施にあたり第三者に損害を与えた場合(人的、物的損害、交通事故等を含む)、貴市に迷惑をかけることなく、私(当社)の責任において解決いたします。

## 一般廃棄物収集運搬業

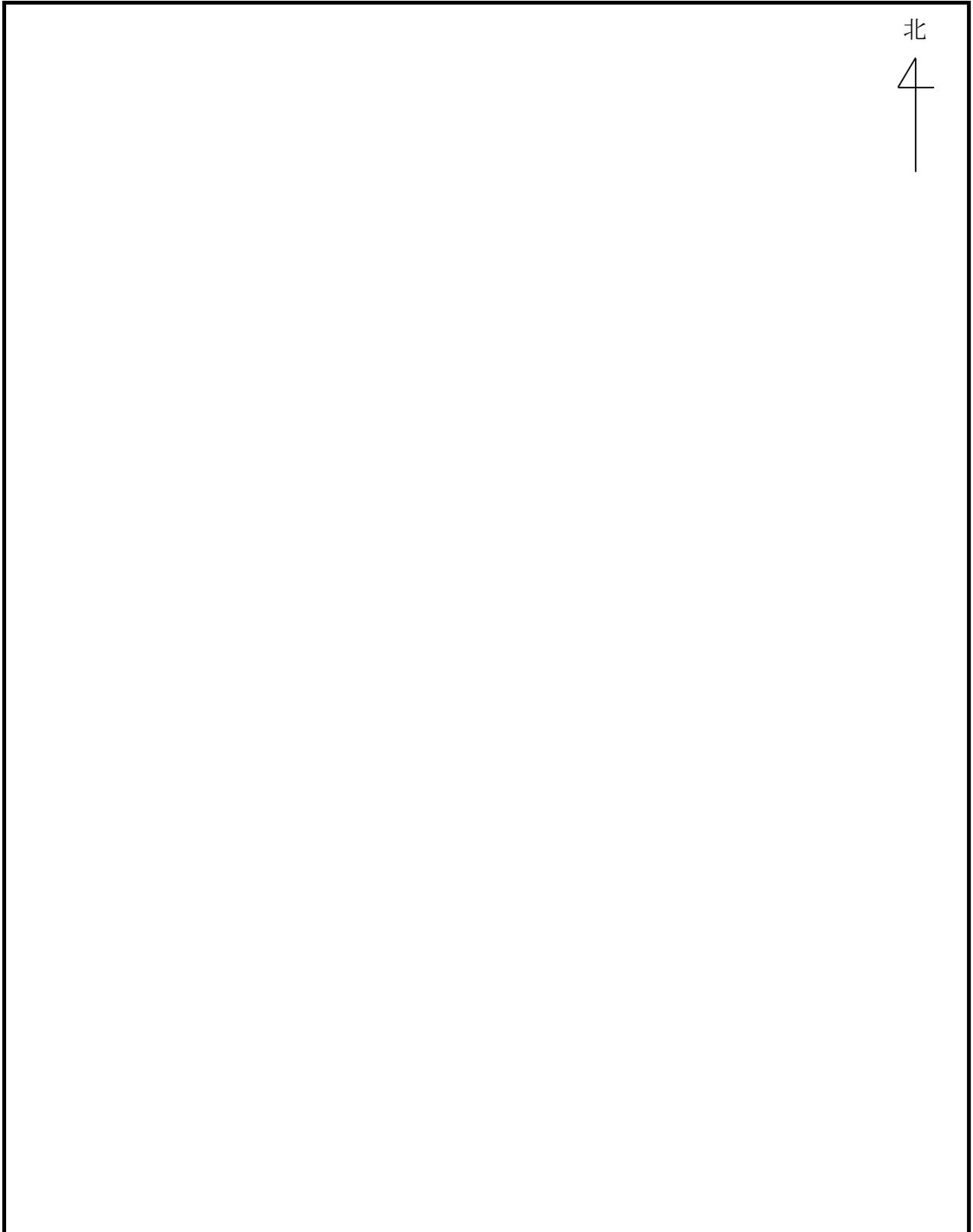
### 増改築時又は新規許可申請時に必要な書類

(既許可業者の許可申請時提出書類に追加するもの)

	必要書類	様式	備考
1	施設の立面図	申請書添付書類 1-②	増改築時 新規
2	施設の断面図	申請書添付書類 1-③	増改築時 新規
3	施設の構造図	申請書添付書類 1-④	増改築時 新規
4	設計計算書	申請書添付書類 1-⑤	増改築時 新規
5	事業開始に要する資金及びその調達方法	別紙 2	新規
6	資産に関する調書	別紙 3	新規

申請者名 \_\_\_\_\_

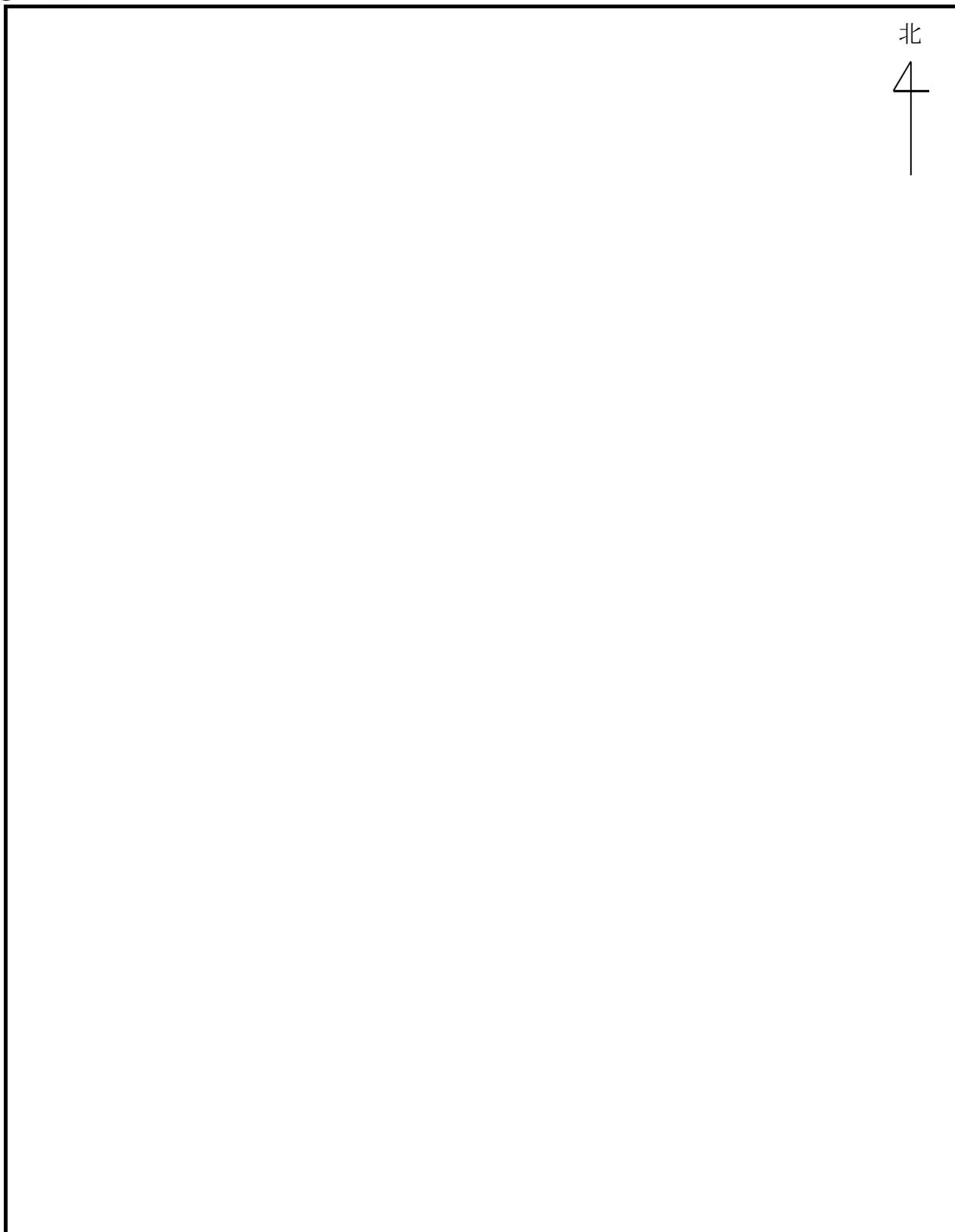
② 施設の立面図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。  
2か所以上の場合は、1施設ごとに記入のこと。

申請者名 \_\_\_\_\_

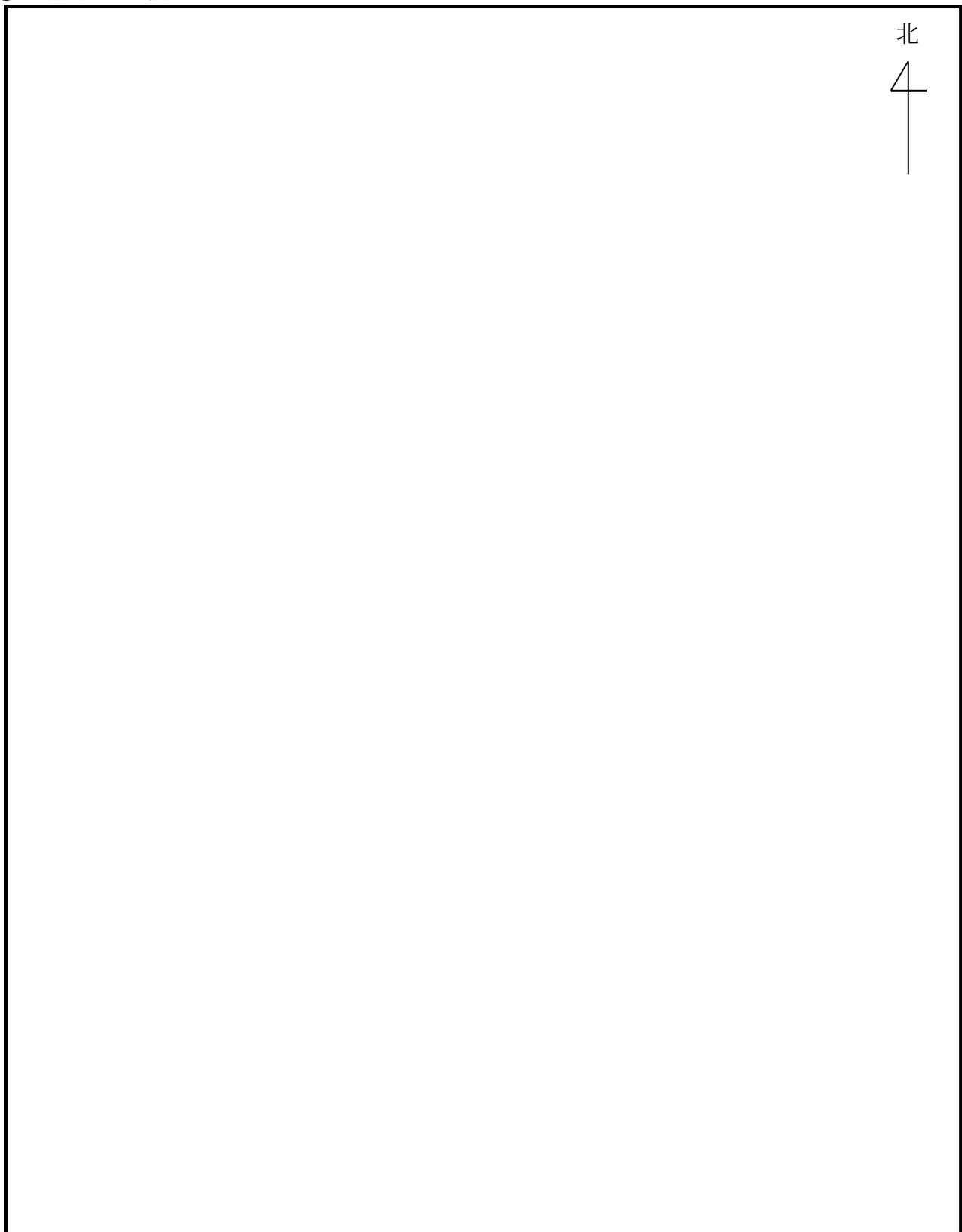
③ 施設の断面図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。  
2 か所以上の場合は、1 施設ごとに記入のこと。

申請者名 \_\_\_\_\_

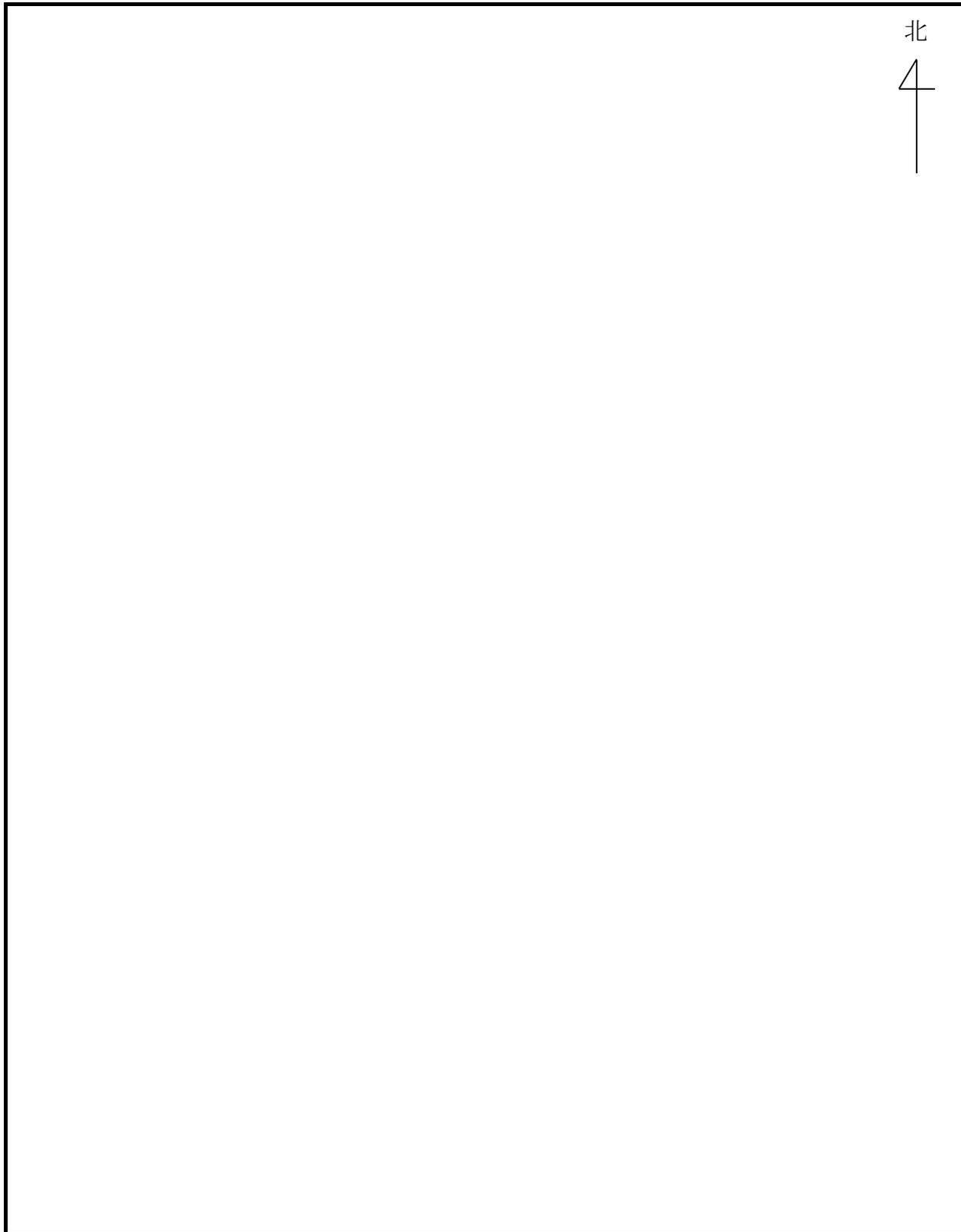
④ 施設の構造図



※管理棟（事務所）等を含む駐車施設図を記入のこと。  
2 か所以上の場合は、1 施設ごとに記入のこと。

申請者名 \_\_\_\_\_

⑤ 設計計算書



北  
↑

## 事業開始に要する資金及びその調達方法

事業開始に要する資金額		円
調達方法	自 己 資 金	円
	金融機関等からの借入	円
	そ の 他	円

### 資金額の内訳

<b>事業用不動産</b>					
土地、建物の別	面 積 (㎡)	取得に要する資金額 (円)	取 得 又 は 完成予定日		
計			/		
<b>機械、器具等</b>					
名 称	型式、能力等	数量	単価 (円)	金額 (円)	設 置 又 は 完成予定日
計					/
<b>当初運用資金</b>					
使 途			金 額		
計					

注) 内容を証する書類の提出を求められることがある。

## 資 産 に 関 す る 調 書

	価 格	摘 要
資 産	円	
現 金 預 金	円	
有 価 証 券	円	
未 収 入 金	円	
土 地	円	
建 物	円	
備 品	円	
権 利	円	
そ の 他	円	
	円	
計	円	
負 債	円	
借 入 金	円	
未 払 金	円	
預 り 金	円	
前 受 金	円	
そ の 他	円	
	円	
計	円	

注)「権利」とは営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

## 一般廃棄物収集運搬業にかかる許可申請関係以外の様式一覧

	書 類 名	様 式	備 考
1	業務実績報告書（一般廃棄物）	様式第3号	
2	新規契約事項（一般廃棄物）	様式第3号添付書類1	
3	取消・変更契約事項（一般廃棄物）	様式第3号添付書類2	
4	業務実績報告書（特定家庭用機器）	様式第3号－2	
5	業務実績報告書 動物性残流渣物（魚腸骨等）	様式第3号－3	
6	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書	様式第4号	
7	一般廃棄物処理業許可申請事項変更届出書	様式第5号	
8	一般廃棄物処理業許可申請事項変更届出書（写真）	様式第5号－2	
9	収集運搬車両緊急時変更報告書	様式第5号－3	
10	一般廃棄物処理業許可証再交付申請書	様式第6号	
11	一般廃棄物処理業業務休（廃）業届出書	様式第7号	

# 業 務 実 績 報 告 書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

住 所

名 前

（法人にあっては所在地、名称及び代表者の名前）

廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）第10条の規定により、業務実績を次のとおり報告します。

年 月分

契約件数 _____ 件	前 月 件 数	件	
	新 規	件	
	取 消 （ 赤 ）	件	
	契 約 金 額 の 変 更	件	
	そ の 他 変 更	件	
契約金額 _____ 円	計	件	
収集量及び 処理方法 _____ kg	市 施 設	可燃物（焼却）	kg
		不燃物（豊中伊丹スリーR・センター）	kg
	資源化量		kg

様式第3号添付書類1（第5条関係）

## 新規契約事項

業種 記号 番号	事業者名	所在地	月収集量(kg)	収集 回数 (週)	廃棄物の種類
	代表者名	電話番号	契約金額(円)		

※注：廃棄物の種類は、できるだけ詳しく記入してください。

取消・変更契約事項

業種 記号 番号	事業者名	所在地	月収集量(kg)	収集 回数 (週)	取消理由 変更内容
	代表者名	電話番号	契約金額(円)		

※注：取消理由は、できるだけ詳しく記入してください。

## 業 務 実 績 報 告 書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

住 所

名 前

(法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前)

電話番号

廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）第10条の規定により、  
 年 月の業務実績を次のとおり報告します。

排 出 市 名 : 豊中市    池田市    吹田市    箕面市

搬入先：日本通運(株) 豊中指定引取場所

種別	収集運搬台数 (台/月)	収集運搬金額 (円/月)	備考
ユニット型エアコンディショナー	台	円	
テレビジョン 受信機	15型以下	台	円
	16型以上	台	円
電気冷蔵庫	170ℓ以下	台	うち、定格内容積250ℓ以上の 台数 台、金額 円
	171ℓ以上	台	
電気冷凍庫	170ℓ以下	台	うち、定格内容積250ℓ以上の 台数 台、金額 円
	171ℓ以上	台	
電気洗濯機	台	円	
衣類乾燥機	台	円	
合 計	台	円	

# 業 務 実 績 報 告 書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

住 所

名 前

(法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前)

廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）第10条の規定により、業務実績を次のとおり報告します。

年 月分

■ 当月契約件数 _____ 件	前月契約件数	件
	当月新規契約件数	件
■ 当月契約金額 _____ 円	当月契約取消件数	件
	計	件
■ 当月収集量 _____ kg	小島サステナブルフィッシャリーズ 株式会社への搬入量	kg
	その他 ( )	kg
	計	kg

特 記 事 項	
------------------	--

# 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

（あて先）豊中市長

申請者

住 所

名 前

（法人にあっては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許 可 番 号	号
許 可 年 月 日	年 月 日
事業の区分	<input type="checkbox"/> 収 集 <input type="checkbox"/> 運 搬 <input type="checkbox"/> 処 分
許可にかかる事業の範囲 （収集運搬業にあっては、取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること）	
変更の内容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日
変更にかかる事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び許可番号 （一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る）	
変更にかかる事業の用に供する施設の処理方法、構造及び設備の概要	
変 更 の 理 由	

添付書類

変更に係る書類

## 一般廃棄物処理業許可申請事項変更届出書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

申請者

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

許可申請事項を変更したので、廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	号	
許 可 年 月 日	年 月 日	
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

添付書類

変更に係る書類

## 一般廃棄物処理業許可申請事項変更届出書 (写真)

(前面)

車両の場合は記入のこと	
許可番号	号
車両番号	
車種	
最大積載量	kg
自重	kg
年式	年式
備考	

(側面)

(あて先) 豊 中 市 長

(申請者) 住 所

名 前

(法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前)

### 収集運搬車両緊急時変更報告書

以下のとおり収集運搬車両を変更したので報告します。

変 更 理 由	廃車 ・ 故障修理 ・ その他( )	
変 更 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
変 更 前 の 車 両	車 両 番 号	
	車 種	
	積 載 量	
変 更 後 の 車 両	車 両 番 号	
	車 種	
	積 載 量	
	排 気 量	
	車 両 重 量	
	車 検 期 限	
	所 有 者 名	
	自 賠 責 保 険 番 号	
	任 意 保 険 番 号	
備 考		

※添付書類：車検証・自賠責保険・任意保険の写し。

## 一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

申請者

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）第8条の規定により、許可証の再交付を、次のとおり申請します。

業 の 区 分	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
許 可 番 号	号
許 可 年 月 日	年 月 日
申 請 理 由	

### 注意事項

1. き損、汚損の場合は、許可証を添付すること。
2. 亡失した許可証を発見した場合は、ただちに返却すること。

## 一般廃棄物処理業業務休（廃）業届出書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

申請者

住 所

名 前

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

年 月 日付 号で許可を受けた一般廃棄物処理業にかかる以下の事項について（廃業 休業）したので、廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）第5条第1項の規定により届け出ます。

廃業又は休業の事業	<input type="checkbox"/> 全部の廃業	<input type="checkbox"/> 一部の廃業
	<input type="checkbox"/> 全部の休業	<input type="checkbox"/> 一部の休業
廃業年月日	年 月 日	
休業年月日とその期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
廃業又は休業の理由		

添付書類  
許可証